事 務 連 絡 平成31年4月10日

各都道府県全国通訳案内士担当課長 殿

観光庁参事官 (観光人材政策担当)

通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また日頃より国土交通省観光行政にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、全国通訳案内士の登録申請に係る添付書類について、「通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令」(平成31年国土交通省令第33号)により、「履歴書」から「欠格事由に該当しない旨を誓約する書面」(以下「宣誓書」という。)の提出を求めるよう、見直しを図ったところです。

つきましては、当該宣誓書に係る様式を別紙のとおり示しますので、適宜ご活用 頂きますようお願いいたします。

なお、一部都道府県においては、既に宣誓書を活用しているケースもありますが、 この場合には、引き続き、現行の様式を使用して差し支えないことを申し添えます。 都道府県知事 あて

住 所

氏 名 即

宣誓書

私は、通訳案内士法第4条各号に定める下記事項に該当していないことを宣誓します。

記

- 一 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を 終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を 経過しないもの
- 二 通訳案内士法第25条(同法第57条において準用する場合を 含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2 年を経過しないもの